

令和6年度石川県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、教育職員等の免許状取得を支援することによって、その資質向上を図ることを目的とする。

※この講習は、免許状の取得支援を目的に開講するため、自己の研鑽を目的とする受講はご遠慮ください。

2 受講資格

- ・原則、石川県内の特別支援学校（学級）に勤務する教頭、教諭又は講師。
- ・定員に満たない場合は、将来、石川県内の特別支援学校（学級）での勤務を希望する石川県内に勤務する教頭、教諭又は講師の受講も認める。また、受講資格は申請時点において満たしていることを要する。
- ・申込者多数の場合は、特別支援学校教諭を優先する。

3 開設科目、日程、会場

別紙のとおり。なお、会場には、駐車場があります。

会場が高校の場合は、内履きを持参してください。

4 受講申込手続き

(1) 研修申込システムで申請

勤務する学校を通じて申請することになります。研修申込システム責任者（教頭等）を通じて申請してください。

なお、単位認定証明書に必要なため、申請の際、備考欄に生年月日（和暦）を記入してください。

(2) 申請期限 … 令和6年6月26日（水）

(3) 受講の決定 … 研修申込システムにより通知する。

別途、単位認定証明書の送付のため、受講時に返信用封筒の提出が必要です。

※長形3号の封筒（のり付き）に宛名を明記し（のり付き封筒がない場合は、両面テープを貼って代用すること。）、94円分の切手を貼付けること。

※ただし、県立学校に勤務する方は返信用封筒の提出は不要。

5 受講料

徴収しない。ただし、テキスト等の購入が必要となる場合は、受講者の負担とする。

6 座席指定について

当日は座席の指定を行う予定です。特段の事情により、前の座席を希望される場合は、申請の際、備考欄にその旨を記入してください。なお、当日の変更はできませんので、ご注意ください。

7 実施要領、過去の開講状況等

石川県の教職員課のHPに、認定講習について掲載しています。

実施要項、過去の開講状況、特別支援学校教諭免許状取得方法（別表第7、石川県教育委員会に申請する場合）の確認等をすることができます。

URL: <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/kyousyoku/ninnteikousyu.html>

8 留意事項

- ・会場、定員等を受講希望人数等により変更することがあります。
- ・募集の結果、受講人数が少なく講義の編成上支障があると認められる場合やその他の事情により、開設しないことがあります。
- ・石川県教育委員会免許法認定講習において、開講時期が近く同一講師・同一科目であり、同一内容と判断される講習について修得した単位は、免許状の出願に関して異なる単位としてカウントすることができませんので、講習を選択するにあたっては十分にご注意願います。

9 問い合わせ先

石川県教育委員会事務局教職員課 免許・法制グループ [担当：安村]

TEL (076) 225-1819